

すみだりバーサイドホール条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																																		
<p>（使用の不承認）</p> <p>第5条 区長は、次の各号の<u>いずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を承認しない。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>施設等を毀損するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第11条 区長は、次の各号の<u>いずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>災害その他の事故により施設等を使用することができなくなったとき。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（原状回復）</p> <p>第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、<u>又は前条の規定により施設等の使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イベントホール</td> <td>平日</td> <td>午前9時から正午まで 37,200円</td> <td>午後1時から午後4時30分まで 65,300円</td> <td>午後5時から午後9時まで 87,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・休日</td> <td>44,600円</td> <td>78,200円</td> <td>104,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議室</td> <td>4,000円</td> <td>4,700円</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミニシアター</td> <td>平日</td> <td colspan="3">1時間につき 2,900円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・休日</td> <td colspan="3">1時間につき 3,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ギャラリー</td> <td colspan="3">1日につき 53,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">付帯設備</td> <td colspan="3">1件、1回につき 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記 1・2 〔略〕</p>	区 分		使 用 料			午 前	午 後	夜 間	イベントホール	平日	午前9時から正午まで 37,200円	午後1時から午後4時30分まで 65,300円	午後5時から午後9時まで 87,000円	土曜日・日曜日・休日	44,600円	78,200円	104,200円	会議室		4,000円	4,700円	4,700円	ミニシアター	平日	1時間につき 2,900円			土曜日・日曜日・休日	1時間につき 3,500円			ギャラリー		1日につき 53,600円			付帯設備		1件、1回につき 10,000円			<p>〔同左〕</p> <p>第5条 区長は、次の各号の<u>一に該当すると認めるときは、施設等の使用を承認しない。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>施設等をき損するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 区長は、次の各号の<u>一に該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき<u>又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イベントホール</td> <td>〔同左〕</td> <td>午前9時から正午まで 33,900円</td> <td>午後1時から午後4時30分まで 59,400円</td> <td>午後5時から午後9時まで 79,100円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td>40,600円</td> <td>71,100円</td> <td>94,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議室</td> <td>3,700円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミニシアター</td> <td>〔同左〕</td> <td colspan="3">1時間につき 2,700円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td colspan="3">1時間につき 3,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ギャラリー</td> <td colspan="3">7日につき 341,300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">付帯設備</td> <td colspan="3">〔同左〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記 1・2 〔略〕</p>	区 分		使 用 料			午 前	午 後	夜 間	イベントホール	〔同左〕	午前9時から正午まで 33,900円	午後1時から午後4時30分まで 59,400円	午後5時から午後9時まで 79,100円	〔同左〕	40,600円	71,100円	94,800円	会議室		3,700円	4,300円	4,300円	ミニシアター	〔同左〕	1時間につき 2,700円			〔同左〕	1時間につき 3,200円			ギャラリー		7日につき 341,300円			付帯設備		〔同左〕		
区 分			使 用 料																																																																																
		午 前	午 後	夜 間																																																																															
イベントホール	平日	午前9時から正午まで 37,200円	午後1時から午後4時30分まで 65,300円	午後5時から午後9時まで 87,000円																																																																															
	土曜日・日曜日・休日	44,600円	78,200円	104,200円																																																																															
会議室		4,000円	4,700円	4,700円																																																																															
ミニシアター	平日	1時間につき 2,900円																																																																																	
	土曜日・日曜日・休日	1時間につき 3,500円																																																																																	
ギャラリー		1日につき 53,600円																																																																																	
付帯設備		1件、1回につき 10,000円																																																																																	
区 分		使 用 料																																																																																	
		午 前	午 後	夜 間																																																																															
イベントホール	〔同左〕	午前9時から正午まで 33,900円	午後1時から午後4時30分まで 59,400円	午後5時から午後9時まで 79,100円																																																																															
	〔同左〕	40,600円	71,100円	94,800円																																																																															
会議室		3,700円	4,300円	4,300円																																																																															
ミニシアター	〔同左〕	1時間につき 2,700円																																																																																	
	〔同左〕	1時間につき 3,200円																																																																																	
ギャラリー		7日につき 341,300円																																																																																	
付帯設備		〔同左〕																																																																																	

3 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き使用する場合の中間時間については、付記2の加算額を徴収しない。

3 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き使用する場合の中間時間については、2の加算額を徴収しない。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。